

運輸安全マネジメント制度の概要

「安全運行の確保」を形骸化させないため、平成18年に導入
事故発生等の如何によらず、平時より事業者を評価



経営トップのリーダーシップの下、現場を含む組織が一丸となってPDCAサイクルを構築しながら、事故の「未然防止」を実現することが究極の目標。

運輸安全マネジメント制度

運輸事業者において、経営トップのリーダーシップの下、安全管理体制の構築・改善を推進

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ① 安全方針の策定・周知 | ④ 事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用 |
| ② 安全重点施策の策定、見直し | ⑤ 教育・訓練の実施 |
| ③ コミュニケーションの確保 | ⑥ 内部監査の実施 等 (14項目) |

国土交通省の運輸安全マネジメント評価

本省・地方運輸局の評価チームが事業者に赴き、輸送の安全に関する取組状況を確認し、**継続的改善**に向けてプラス評価や助言を実施。

評価

運輸安全マネジメント評価

事業者の経営トップ等経営部門に対するインバウ等を通じた予防安全型の支援制度

【主な特徴】

- 事業者の安全管理体制の構築・改善の状況等を確認し評価・助言(自らのやる気喚起型)
- 経営トップの主体的関与の下での自律的な安全管理体制の構築・改善(スパイラルアップ)を期待
- 自主的な取組の促進を期待(結果に強制力なし)
- 漢方薬のように中長期的に効果が発現することを期待(体質改善)

相互補完的に密接に作用

保安監査

事業者の現場における業務実施状況のチェックを通じた事後監督制度

【主な特徴】

- 事業者の法令、命令事項等に対する遵守状況等を確認し改善命令(是正型)
- 現場における施設や取組内容等の法令等への適合を意図
- 改善命令等による改善を意図
- 外科療法や風邪薬のように短期的に効果が発現することを意図(即効性)